

杉並区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月30日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第67号

杉並区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

杉並区児童福祉法施行細則（昭和40年杉並区規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4号の5様式（表）中「あてはまる」を「当てはまる」に改め、同様式（裏）中「あてはまる」を「当てはまる」に、「障害者基礎年金等」を「障害基礎年金等」に、「80万9,000円」を「82万6,500円」に改める。

第4号の13様式（表）中「あてはまる」を「当てはまる」に改め、同様式（裏）中「あてはまる」を「当てはまる」に、「障害者基礎年金等」を「障害基礎年金等」に、「80万9,000円」を「82万6,500円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第4号の5様式及び第4号の13様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。